



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年12月3日(火) 第9755号

目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課)	2
○同	2
<b>落 札</b>	
○落札者等の決定(群馬産業技術センター)	3

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第222号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 多野郡神流町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
神流町（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び神流町役場に備え置いて縦覧に供する。

## ◎群馬県告示第223号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年12月3日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桐生市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 桐生市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県森林環境部森林保全課及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。

**■ 落札**

次のとおり落札者を決定した。

令和元年12月3日

群馬県立群馬産業技術センター所長 鈴木 崇

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電界放射型電子線マイクロアナライザー 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター 群馬県前橋市亀里町884-1
- 3 落札者を決定した日 令和元年11月21日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ラボ・システムズ 群馬県前橋市元総社町140-3
- 5 落札金額 91,905,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和元年10月11日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111